

經濟論叢

第119卷 第1・2号

ヴァルガ論争における国家と独占……………	池上 惇	1
デュポン火薬会社における重層的 管理会計の体系化(2)……………	高寺 貞男	21
アメリカ経営学の問題点……………	森 俊治	39
第一次大戦後不況下における鉱山公害問題……………	吉田 文和	59
日本における鋼材カルテルの成立……………	長島 修	85
資本主義的土地所有の確立過程……………	梅垣 邦胤	108

昭和52年1・2月

京 都 大 学 經 濟 學 會

資本主義的土地所有の確立過程

——宇野弘藏氏の土地所有論の検討(2)——

梅 垣 邦 胤

はじめに

宇野弘藏氏の土地所有論の基本的枠組みは次のようであった¹⁾。

第一。マルクスによれば資本主義における土地所有は外的なものとされていた。しかし土地所有が資本主義にとって外的であるとするのは誤りである。むしろ土地所有論の課題は——マルクスとは逆に——土地所有が資本主義と内的連関をもっているということを証明する所にある。

第二。資本主義の歴史的形成期、すなわち本源的蓄積期は、原理論にとっては前提されている。したがって原理論は本源的蓄積論を含まない。

ところが土地の私有制は資本の本源的蓄積期に成立していた。すなわち、資本制生産様式が成立する不可欠の条件は労働力が商品となることである。労働力は、土地の私有制が確立することによって商品に転化する。その意味で、本源的蓄積期に土地の私有制は成立していた。

とすれば原理論で土地所有論を考察する場合、土地所有自体は原理論では前提される。つまり、原理論で土地所有の成立を論証するものではない。

第三。原理論で前提されていた土地所有は、原理論における地代論で資本主義的土地所有として確立されてゆく。原理論における土地所有論は、差額地代論、差額地代第二形態論、絶対地代論に立脚して展開される。

1) 前稿、差額地代論における資本主義的土地所有の形成——宇野弘藏氏の土地所有論の検討(1)——、経済論叢、第118巻第3・4号参照。

- ① 差額地代＝資本主義的土地所有の形成＝宇野土地所有論の第一段階。
- ② 差額地代第二形態＝資本主義的土地所有と資本との関係＝第二段階。
- ③ 絶対地代＝資本主義的土地所有形態の確立＝第三段階。

第四。宇野氏の、地代論に立脚した土地所有論において、土地所有は資本主義に適合したものであることが示される。すなわち土地所有は商品経済的合理性をもったものであることが示される。

第五。宇野氏は、原理論にとって前提的領域である本源の蓄積期において、土地所有の成立を労働力が商品に転化する媒介としてといた。そして、原理論における地代論で土地所有が資本主義的土地所有に転化し確立されてゆく過程が地代論に立脚して展開された。

その宇野氏による土地所有論の帰結は、労働力の商品化に対応する土地の商品化である。

以上の五点が、宇野氏の土地所有論の基本的枠組みである。

前稿では、宇野氏の土地所有論の第一段階をとりあげ検討した。第一段階では、差額地代論にもとづき、資本主義的土地所有が形成される必然性が論証されていた。すなわち、資本主義的土地経営における超過利潤につき、一つには資本によるものではなく制限された土地自然力によること、二つには資本の取得分である平均利潤をこえる超過分であること、この二つの理由でもって宇野氏は土地経営における超過利潤を資本がもともと取得できないものとした。資本主義的土地所有は、この超過利潤を受領するものとして、原理論の世界に登場した。前稿では、この宇野氏土地所有論の第一段階について、一方では資本主義的土地所有が形成される氏の差額地代論を検討し、資本主義的土地所有が立脚しうる土台とはならないことを論証した。他方では差額地代論にもとづく氏の土地所有論をとりあげ、資本と土地所有の永久平和を帰結するものである、とした。

本稿は、以上宇野氏土地所有論の第一段階に対する検討を土台にして、残された領域である氏の土地所有論の第二および第三段階をとりあげ検討する。第

二段階では、第一段階ですでに成立した資本主義的土地所有と資本との関係が差額地代第二形態論にもとづき展開されている。第三段階では、氏の資本主義的土地所有の完成形態が絶対地代論にもとづいて示されている。そして第三段階は、氏の土地所有論の総括という位置にあるのであるから、労働力商品化に対応する土地の商品化が論証されているはずである。

以下における検討課題は二つである。一つは、氏が立脚した氏の地代論の検討である。氏の差額地代第二形態論および絶対地代論の検討である。他の一つは、氏の土地所有論自体の検討である。氏が地代論から導き出した土地所有はいかなる性格をもっているのか、氏の土地所有論の基本的性格の確定である。この第二の検討課題は、とりわけ氏が土地の商品化を帰結するであろう点については、宇野氏の原理論全体の諸特徴の土地所有論レベルにおける具体化として見直すという課題も同時に含んでいる。

I 差額地代第二形態＝資本主義的土地所有と資本との関係

差額地代第二形態論は、大きくは二つに分けられる。一つはいわゆる差額地代第二形態である。他の一つは最劣等地においても生じる差額地代である。

宇野氏は、差額地代論が土地所有論の段階的解明をする上でいかなる位置を占めるか、という点について次のように言う。「原理論では土地所有がその資本家的形態を展開する過程を如何にして理論化するかということに帰着する。それは資本主義社会における土地所有者の地位、性格を一般的に規定するものとなるわけである。差額地代第一形態が資本の側からの超過利潤の地代化として土地所有の資本家的規定の第一歩をなすのに対して、第二形態はかかる土地所有形態の資本の蓄積に対する、いわば消極的制約を明らかにし、次に述べる絶対地代は、その資本に対する積極的制限を示すことになる。」²⁾ (傍点引用者)

差額地代第二形態は、土地所有論としては、差額地代第一形態と絶対地代の中間に位置する。第二形態論では、土地所有は資本蓄積に対して消極的な制約

2) 宇野弘蔵『経済原論』岩波書店、1964年、190ページ。(以下『新原論』と略称する。)

となる。これが宇野氏自身による第二形態論の位置づけである。したがって第一形態論を継承し、さらに氏の土地所有論における究極の結論である土地の商品化を展望した論理展開が第二形態論では行なわれるはずである。

以下、差額地代第二形態、最劣等地における差額地代、の順序で検討する。

(1) 差額地代第二形態

宇野氏の第二形態論すなわち土地所有論の第二段階に入るに先だち、第二形態そのものを見ておきたい。ただし第二形態論の全体にわたるものではなく、宇野氏の後の立論にかかわる箇所に限る。

差額地代第一形態は、種々の豊度をもった土地に資本が投下されることによって生じる超過利潤、およびその超過利潤が地代に転化する条件を対象とした。第二形態は、第一形態を前提とし、豊度が異なるさまざまな土地で経営を行う諸資本が、それぞれの土地に対して逐次的資本投下を行う場合に生じる超過利潤を対象としたものである。第一形態が資本による土地経営のいわば空間的拡大を対象とし、そこでの地代析出条件を分析するのに対し、第二形態は土地に対する資本の逐次的投資という時間的経過をくみこんでの地代析出条件の分析である。

ところで問題は第二形態論における——宇野氏の立論にぶつかる限りでの——主要論点は何か、ということである。第一形態論、というより落流地代分析での論点は二つあった。一つは、土地経営において超過利潤は何故生じるか、というものであった。他の一つは超過利潤は何故地代に転化するか、というものであった。その内容は二つをまとめて示せば次のようであった。すなわち、土地が制限されている場合、資本はその土地の制限性という自然的条件の上で土地経営を行う。資本は、そこで制限性にもとづき土地を占有し、土地の生産力を資本の生産力に転化する。その転化がその資本をして一般的生産価格以下で個別生産価格を設定することを可能にさせ、超過利潤が生じる。土地所有の前提の下で超過利潤は地代に転化する。このような内容であった。第二形態の主要論点もほぼこの二つである。しかし第二形態は、逐次的資本投下という

新しい条件が入ってくる為に少し問題のたて方が違ってくる。第一の問題、すなわち何故超過利潤は生じるのか、という点について。第二形態では順次的資本投下の結果生じる超過利潤が地代に転化したものである。したがって、この超過利潤は土地の生産力を捨象した資本の生産力によるのではないか、という疑問が生じる。この点は、宇野氏が、第一形態で、超過利潤は資本の生産力ではなく土地の生産力であるとして資本が取得できない根拠とし、資本主義的土地所有形成の契機とした所とかかわってくる。もし第二形態における超過利潤が土地の生産力を捨象した資本の生産力によるのであれば、宇野氏流に言えばその超過利潤は資本が取得し地代には転化しないことになる。したがって是非とも明らかにしておく必要がある。第二の問題、すなわち超過利潤が地代に転化する条件について。第一形態では、土地所有による資本に対する地代支払要請があればそれで転化条件は満たされた。しかし時間的経過をくみ入れた第二形態では、借地契約に借地期間という新しい条件が入り、超過利潤が地代に転化する条件は、第一形態とは区別される新しい内容が入ってくる。

まず第一の点、すなわち超過利潤の原因について。留意すべきことは以下である。第二形態論では資本が次々に土地に投下されることを前提する。そこには当然より優れた生産条件をもつ資本とより劣った生産条件をもつ資本とが同時に相並んで資本投下を行うこともあるだろう。しかし第二形態論においては、資本の生産性の変化が対象に入るが直接それが超過利潤の析出原因となるものではない。すなわち、土地の生産力とは区別された資本の生産性の変化は基本的には異なる豊度をもつ全ての土地経営に¹⁾一齊に生じるものとする。そこでの生産力の差によって生じる超過利潤を第二形態とするのである。『資本論』では「(第一形態でも第二形態でも)つねに、与えられた生産条件のもとで標準的とみなされる一定の資本が充用されるということが前提されて」²⁾おり、「(標準的な)投資額は等しいのに土地が違った豊度を示すのであって、ただ、IIではい

3) Karl Marx, *Das Kapital*, Dritter Band, Dietz Verlag Berlin, 1964年, S. 718, 邦訳 大月書店, 1968年, 909ページ。(以下『資本論』, S. ○ 邦訳○ページ。と略記する。)

くつかの部分に分かれて次々に投下されて行く一つの資本のために同じ土地がすることを、Iではいろいろな土地種類が、社会的資本のうちからそれぞれの土地種類に投下される等量の諸部分のためにするだけのことである。」⁴⁾ (傍点引用者)となっている。これが第二形態論における超過利潤の原因を考察する際に留意すべきことである。

しかしそれだけではない。今までの考察にとどまる限り超過利潤は土地の豊度の差異に、したがって自然の生産力の差異によると言ってもよい。しかし自然の生産力とただけでは資本が超過利潤を取得する直接の原因を説明したことにはならない。むしろ、同じ生産水準の資本に対して、土地がさまざまな豊度を示すという場合、その土地の豊度は資本と対立的にとらえたものではない。さまざまな豊度は、資本が土地を占有することを媒介にして、すでに各資本の生産力に転化したものである。『資本論』の第二形態論ではこの点は本格的には示していない。しかし行文中には例えば「豊度の低い資本 (unfruchtbarere Kapital)」あるいは「資本の豊度 (seiner Fruchtbarkeit)」⁵⁾ という表現があり、『資本論』でも以上のような把握をしていると思われる。したがって第二形態論における超過利潤の原因は、標準投資量および生産力の一定水準を前提したもとの土地の豊度差を資本の豊度差に転化することにある。

ここで自ずから問題は第二の点、すなわち超過利潤が地代に転化する条件の問題に入る。先に述べたように第二形態論は、土地所有と資本の借地契約および借地期間という新しい条件が入る。そこで超過利潤が地代に転化する条件についても新しい問題が生じる。すなわち、第一形態論においては土地所有を前提すれば超過利潤は地代に転化する。ところが第二形態論で、借地期間中生じる超過利潤を見ると、借地期間中は、すでに資本が土地を占有しているのであるから土地所有の地代支払要請から資本は解放されている。したがってその間の資本投下による資本の豊度差にもとづく超過利潤は地代に転化せず資本の超過

4) 同上『資本論』S. 690, 邦訳873ページ。

5) 同上『資本論』S. 740, 邦訳940ページ。

利潤として資本のものとなる。第二形態論においては、土地所有の地代要請から資本は自由になるときがあり、超過利潤は地代に転化するものと、資本の取得する部分と二つに分裂する。『資本論』ではこの点について、「地代は地所の賃貸借が行なわれるときに確定され、その後は、その借地契約が続いているかぎり、逐次的な投資から生ずる超過利潤は借地農業者のポケットに流れこむのである。」⁶⁾としている。しかし第二形態論の展開自体においてはこの点はより以上の説明は見えていない。すなわち「ここではまず、差額地代Ⅱの場合の超過利潤の形成だけを考察することにし、この超過利潤の地代への転化が行なわれうるための条件はまだ問題にしないことにしよう。」⁷⁾とし限界規定を与えている。

『資本論』では、差額地代第二形態論における超過利潤が地代に転化する条件は、捨象されている。しかしすでに述べてきた範囲でも留意すべき点がある。その一つは、超過利潤が借地期間中地代に転化せず、資本が平均利潤プラス超過利潤を取得する原因についてである。それは、すでに行論で明らかである。すなわち土地経営における超過利潤は資本が土地の生産力を資本の生産力に転化することによって生じたものであるから、もともと資本は——土地所有の制限がない限り——超過利潤を資本のものとする原理を有しているからであった。第二に、土地所有に帰属する地代の性格についてである。『資本論』では、地代は借地契約時に「確定」され、借地期間中に生じるそれ以上の超過利潤は資本のものとなし、地代を超過利潤の変動とはかかわりのない「定額地代」としているようである。もともと地代論は、地代の内実をなす超過利潤の析出機構の分析に主要課題がある。とすれば定額地代を導入するのは問題が残るがここで見逃してはならないことは、その定額地代は、超過利潤の一部として、超過利潤の実体をもったものとして、その枠内で導入されている点である。

以上の諸論点をあらかじめ念頭におき、宇野氏の第二形態論に入る。氏は第

6) 同上『資本論』S. 687, 邦訳869ページ。

7) 同上『資本論』S. 690, 邦訳872ページ。

二形態論につき、資本主義的土地所有の資本蓄積に対する「消極的制約」を示す、と言う。それはここでは、借地契約および借地期間と地代との関連として展開されている。この問題は氏によれば二つの側面に分けられる。第一に、借地契約についてである。資本は定額の地代支払を条件に借地をした。そこで資本が借地期間中に追加投資によって得る超過利潤は地代に転化することなく資本のものとなる。資本は超過利潤を取得し蓄積を促進する。「一定額の地代を支払うことを条件として借地した農業資本家は、……その追加投資に関してはその期間中は土地所有の制限から解放せられる。……（したがって追加投資による超過利潤は）資本の超過利潤として獲得することが出来る。……このことが農業における資本の蓄積の促進として作用することは明らかである。」⁸⁾（傍点引用者）第二に、借地期限がすぎた時点において。土地所有者は超過利潤を地代に転化する。その結果資本は一方では地代を増加させる結果になるような蓄積を制限する。しかし他方では、より高くなった地代を支払うために蓄積を強制される。「地代の存在は、ここでは明らかに農業における資本の蓄積を阻害するものとなる。」⁹⁾しかし他方では「それ（超過利潤）は契約更新と共に地代化される。それと同時にかかる資本投下の増加は一般化されることにならざるをえない。」¹⁰⁾

土地所有者によって設定された定額地代は資本蓄積に正負両面の影響を及ぼす。これが宇野氏の主要論点であろう。そして土地所有の資本に対する消極的制約の内容であろう。この内容は、本稿で述べてきた第二形態論と全く同じのように見える。むしろ、地代が資本蓄積に及ぼす影響という新しい論点を開拓しているようさえある。しかしながら、ここまでの氏の立論の範囲においてさえ検討すべき問題はすでに含まれている。その一つは、氏が借地期間中の超過利潤を資本が取得するとしている点である。これは、定額地代が資本蓄積に

8) 宇野弘蔵『経済原論（下）』岩波書店、1952年、198-99ページ。

9) 同上、204ページ。

10) 前出、『新原論』187ページ。

正負両面の影響を及ぼすという氏の立論全体の中では、蓄積に促進的影響を及ぼす側面にのみかわる所であり、一部である。したがって氏の第二形態論における副次的位置を占めているにすぎない。しかし氏の土地所有論の第一段階である差額地代による資本主義的土地所有の形成の論理をふりかえるならば氏の論理の流れを中断する内容をふくんでいる。氏は、第一段階では土地経営における超過利潤が自然の生産力によらし、資本は取得できないとし、それを資本主義的土地所有が創出される最大の根拠としていた。ところが第二形態論では、借地期間中は、超過利潤は資本が取得するとしている。ここで氏の第一段階における立論に直接抵触する立論が新たに氏自身によってたてられたことになる。一方では超過利潤は資本自身の原理によって——たとえ土地所有からの要請がないにしても——地代に転化せざるをえないものである。他方では、資本が取得してもよいものである。氏の立論におけるこの不可両立の二命題は、いかに論理整合性をもって結びつけられるのか。それは次の文言である。「(資本家は借地期間中は)土地の独占的所有を委譲せられた形で超過利潤を獲得」¹¹⁾(傍点引用者)する。すなわち、借地期間中、資本が土地所有から地代取得の権限をゆずりうける。それが資本による超過利潤取得の論拠なのである。氏の差額地代論との矛盾はこれによって解決された。しかし資本が土地所有の権限をえるというのは問題が残る。本稿で今まで述べてきたところを想起すれば、資本はもともと超過利潤を資本の超過利潤としているのである。土地所有の制限があるからこそ地代に転化する。したがって借地期間中資本が超過利潤を取得するのは、土地所有の制限から解放されたからである。氏の立論は、超過利潤を資本は取得できないという第一段階の理論にとどまる限り土地所有の制限から資本が解放されたその時に、資本が土地所有の制限を自ら実現するという奇妙な理解に陥り、逆に資本が解放されているから超過利潤を取得するという理解をするかぎり氏の差額地代論(落流地代分析)は氏自身の論理によって否定されることになる。

11) 前出『経済原論(下)』198ページ。

以上が、借地期間中の超過利潤に関する氏の立論の問題点である。第二の問題は、氏の第二形態論の後半部分、すなわち借地期限終了後地代が増加する、それが資本蓄積に対し制限および強制という作用を及ぼす、という点である。ここで氏の視点は次のように変えられている。地代論の課題は地代の実体をなす超過利潤の析出の仕組みを明らかにすることであった。ところが氏はここでは、超過利潤の実体を含むか否かということではなく、実体の有無にかかわらず設定された地代が、資本に超過利潤を強制する、とし実体の問題は消えているのである¹²⁾。

以上地代が資本蓄積に影響を及ぼし、土地所有が資本の制約になるという氏の第二形態論は、一つには借地期間中の超過利潤について、また一つには地代の実体は何かという点について問題を含むものである。しかし土地所有論の第二段階として氏の第二形態論を見直した場合、この種々地代論として疑問の余地が残る内容をくみ入れて、いかなる土地所有論を展開するかということを見る必要がある。それは明示的には言われていない。しかし、資本が土地所有を兼ねることにより超過利潤を取得する、あるいは地代の超過利潤としての実体を問わないという理論を見るなら、氏の強調するのは結局、土地所有——定額地代、という関連である。定額地代を強調するためにこそ、一方ではそれ以外の超過利潤が資本に入手される論拠を呈示し、他方では地代の実体については欠落をさせる結果になっている。土地所有は定額地代の取得者である。これが土地所有論の第二段階の前半部分における氏の土地所有規定である。このように論じた意味は次の最劣等地における差額地代で示される。

(2) 最劣等地における差額地代

差額地代は、基本的には、最劣等地より高い豊度をもつ土地に生じる。すなわち、生産価格のみを充足する土地が最劣等地であり、それ以上の豊度の土地

12) この点は次の引証にあらわれている。「超過利潤が増加したとしても……減少し、……全然なくなるというようなことになるにしても、各種の土地の所有者はそれに応じて直ちに地代を増加したり、減額したり、或いはまた免除するわけではない。」(前出『経済原論(下)』197ページ。)

を占有した資本は生産価格以下の個別生産価格を設定する。その差額が超過利潤(差額地代)である。ここでとりあげるのは最劣等地においても差額地代が生じる場合である。宇野氏の立論とあわせて見る。最劣等地における差額地代に関する氏の理論において先の定額地代の問題および土地所有論の第二段階の内容が明らかになる。前提は以下のようなものである。最劣等地(以下Aとする)は生産価格のみ充当する。優等地(以下Bとする)の個別生産価格はそれ以下でありBには差額地代が生じている。この前提の上で、いかなる追加投資が行なわれればAにおいても差額地代が生じるか。それが課題である。それは二つの場合に分けられる。第一の場合は、Bに、より生産性の低い追加投資が行なわれる時である。その際にはBの追加投資による生産物がいままでのAで決められていた生産価格より高い生産価格を設定することになり、最劣等地Aにも差額地代が生じる。この点について宇野氏は、Bにおいて生産価格が新しく決められAに差額地代が生じるという限り同じような展開を示す。ところがBにおける生産価格の内容についてはかなり異っている。ここでは生産価格はBにおける追加投資の生産物によって決められるとした。ところが氏はこの生産価格につき、追加投資以前にBに生じていた地代もその一部としてくみこまれると言う¹³⁾。そしてこのことをもって定額地代が実際生産価格からBにおける価格を乖離すると言う。「(Bにおけるこのような生産価格の決定は)一定の地代を要求し得る土地所有が市場調節価格形成に及ぼす特殊の影響といってよいであろう。それは最早や如何なる土地における実際上の生産価格にもよらない価格となる。」¹⁴⁾(傍点引用者)氏が、定額地代を重視していることが分るのであろう。

最劣等地に生じる差額地代の第二の場合は、最劣等地に追加投資が行なわれる時である。最劣等地の一部により高い生産力をもつ追加投資が行なわれるならば、その価格は生産価格以下になり、追加投資を行なった資本に差額地代が

13) この点は、地代論研究では、いわゆるマルクス表とエンゲルス表の「矛盾」として論争が行なわれた所である。しかし本稿ではテーマの関係上触れる余地がないので検討は行なわない。

14) 前出『経済原論(下)』206ページ。

生じる。追加投資を行なわない資本の生産物は相変わらず生産価格を規制する。ところが宇野氏はさらに論を進め、一旦最劣等地の一部に地代が生ずれば、定額地代として、追加投資をせず地代が生じない資本にも要求せられその資本の平均利潤も削減すると言う。そして資本による追加投資あるいは土地経営の放棄を帰結する。「実際一部のA地に地代を生ずると他の同種のA地にも地代が要求せられ、平均利潤の削減によって追加投資が強制される傾向を生じ、そうでなければAは他の用途に向けられることにもなるであろう。」¹⁵⁾今までは定額地代と言っても超過利潤を含むか含まないかが明らかにされていないという程度であった。しかしここでは——追加投資強制あるいは土地放棄の媒介的契機としてではあれ——明確に地代を「平均利潤からの削減分」により構成されるとしている。

最劣等地に生じる差額地代の最後の場合は、最劣等地の一部に生産性の低い追加投資が行なわれる時である。追加投資による生産物が生産価格を新しく規制し追加投資を行なわなかった最劣等地に地代が生じる。この場合についても宇野氏は、最劣等地の一部に地代が生じると、追加投資を行なった資本にも地代が要請されるとし先と同じく平均利潤の削減に触れる。「A種の土地に……地代が一般化すると、追加投資をなす資本家は……平均利潤も得られなくなる。」¹⁶⁾

以上が最劣等地において生じる差額地代およびそれに関する氏の立論である。氏の立論の特徴は、定額地代の一貫した呈示および「平均利潤の一部あるいは全てを含む地代」の本来の地代へのくみ込みである。

ここで資本主義における地代の位置についてふりかえることは無駄ではない。本稿では地代についてその超過利潤という実体を明らかにすることを重視し、それを基準にして氏の立論を検討した。言うまでもなく資本主義における土地所有は資本が生産の排他的支配権を握っており、資本の諸法則に従属している。

15) 同上, 209ページ。

16) 同上, 210ページ。

したがって地代は、資本の平均利潤をこえる超過分に制限される。超過利潤を強調したのはこのような資本主義の下における地代の性格に規定されてである。このように見れば、氏が地代に平均利潤をくみ込ませたのはたとえ媒介的位置においてにせよ問題である。

以上が最劣等地における差額地代論にかんする氏の立論の検討である。そしてくりかえすまでもなく、地代でないものを地代とするといった問題を含む氏の地代論の帰結は地代を定額地代とするということであった。

ここではじめて、氏の土地所有論の第二段階に入る。すなわち氏にあってはこの定額地代こそが差額地代第二形態論を土地所有論の第二段階たらしめる唯一の契機なのである。氏が一貫して定額地代を強調した意味もここにある。「それは土地所有が価格の形成に影響することを示すという点で極めて注目すべき事実である。マルクスの明らかにした差額地代第二形態は、そういう意味で……少なくとも私は、土地所有が資本家的土地所有——土地私有の商品経済的形態を完成するもの——として確立されてゆく過程を理論的に解明するものと理解し、それは次に展開される絶対地代への媒介をなすものと考えてるのである。」¹⁷⁾

はじめに述べたように、氏の土地所有論の第二段階は、第一段階（差額地代論）と第三段階（絶対地代）の中間に位置する。したがって土地所有規定も上のように簡単に行なわれているにすぎない。しかし、土地所有を定額地代と結びつけていること、および資本主義的土地所有を「商品経済的」としていること、この二つの事からすれば、氏は土地所有論の第二段階として、土地の商品化を次に帰結する準備段階という役割をもたせている。すなわち定額地代は一面資本の制約条件となるが他面では土地所有を「一定の所得」を生じるものとするのである。したがって土地所有は、資本と対立する側面をもちながら、それは階級としての対立ではなく互いに独立した個人の対立としてとらえられ、資本と対立することによって土地所有が自立する根拠とし、定額地代（一定の所

17) 宇野弘蔵『資本論入門』創元社、1952年、213ページ。

得)をくみ込むことによって、土地所有をして独立し所得を生じる特殊な商品とすることを予想させている。

(3) まとめにかえて

以上、氏の土地所有論の第二段階を、主要には差額地代第二形態論(最劣等地における差額地代を含む)すなわち地代論に焦点をあてて検討してきた。それは、とりわけ借地期間中に資本が超過利潤を取得する根拠については、土地経営における超過利潤を資本の——土地生産力を含む——生産力の結果としていないために、資本が土地所有の制限性を体化するといった非現実的な理論を呈示した。そしてこのような理論を一部にくみ込んで展開された第二形態論は、平均利潤削減分をも地代に転化した地代の理論であった。すなわち第二形態論として、超過利潤が地代に転化する条件については土地所有の制限がなくなる時に逆にその虚像を資本に擬し、また超過利潤の実体の検証は全く顧慮しない定額地代の理論であった。

そして定額地代について氏が、資本主義的土地所有の確立過程を示すもの、と言うときはじめて以上のような諸問題をひきづってまで氏が定額地代に固執した真の意図を知る。土地所有を資本とは区別された独立のものとし一定の所得を生じるものとし土地の商品化を結論づける準備段階としたのである。これが氏の土地所有論の第二段階である。第二段階ではかなり廻り道をして地代論の考察に主力を注いできた。ここで土地所有論としての第二段階の位置を見直す。第一段階では資本主義的土地所有が差額地代論によって形成された。それを前提して第二段階の展開をふり返れば、氏はここですでに形成された資本主義的土地所有が資本と対立していることを示したことになる。そして土地の商品化を暗示しているようである。しかし未だ明確には示されていない。したがって第二段階は第一段階の土台の上で展開されているが、土地所有論としては未だ完結せず第三段階を待つものとなっている。

II 絶対地代論＝資本主義的土地所有の確立

宇野氏は絶対地代論を、資本主義的土地所有の確立を示すものと言う。「絶対地代はこの形態（資本主義的土地所有）の確立を示すものに外ならない。事実上の私有が資本家的に容認された私有となるわけである。」¹⁸⁾したがって絶対地代論は氏の土地所有論の最終段階である。ところで前もって言えば、第一、第二段階では氏に特有の差額地代理論を創出し、それを土地所有論の立脚点としていた。しかしここでは『資本論』の絶対地代論（3巻6篇45章）をほぼそのまま認めそれに土地所有論としての意味内容を付加するにとどまっている。したがって本稿でも、今までのように地代論の検討という迂回路をとらずに直接氏の土地所有論の検討を行なう。

絶対地代論は簡単には次の三つの内容を含んでいる。第一に、資本主義的土地経営において資本が土地を経営する前提として必ず土地所有者に地代を支払わなければならない。たとえ差額地代が生じない土地であっても、それは必要である。したがってここに地代としての地代、土地所有の資本に対する制限を打破するための地代という地代論の新しい対象が生じる。絶対地代論の課題は、この地代が価値的実体をもったものであることを立証することにある。第二に、地代論をはなれた所で、生産価格と価値の相互関係についての理論があった。（3巻2篇利潤の平均利潤への転化）そこでは、生産性が低く、資本の有機的構成が低い部門では価値が生産価格を超える水準にあることが証明されていた。したがって第三に、もし農業土地経営の生産性が低く、資本の有機的構成が低ければ、土地所有の資本に対する制限性にもとづく地代、差額地代とは区別された地代としての地代は価値的実体をもつことになる。これが『資本論』絶対地代論の概略である。それでは宇野氏は絶対地代論にいかなる土地所有規定を付与するか。まず氏は、絶対地代論で、地代が価値的実体をもっていることをして、土地所有が資本主義社会でその地位を容認される証左とする。絶対地代は

18) 前出『経済原論（下）』228ページ。

土地所有の資本に対する直接の制限の結果である。氏は土地所有の資本に対する対抗があらわれているそのときに資本による土地所有の容認を見る。「……低度の資本の構成を有し、……その価値の範囲内においてその価格を決定されるということ……資本が土地所有を、一般に資本によってその生産関係を規定せられる社会に容れ得る余地は、この二つの条件によって与えられる。かくして絶対地代は資本家的土地所有の基本的規定をな」¹⁹⁾す。(傍点引用者)

それでは何故氏は、土地所有と資本の対抗があらわれているところに資本による土地所有の容認を見ることができるのか。その点を見てゆくと、ここでも第二段階と同じく商品範疇につきあたる。「全生産物の価格の総額が商品の総価値に均しくなるということは、資本主義社会が商品経済として確立される根拠をなすのであって、土地所有もまたこの商品総価値の内に含まれる剰余価値の一部分を分与せられるものとして始めて資本主義社会の一員となり得るのである。」²⁰⁾ここに、氏が地代三形態に依拠して構成した資本主義的土地所有の性格が第二段階に比べより明確な姿をとってあらわれている。土地所有を商品経済社会の一員として描きだすことに氏の土地所有論の主要な課題があるようである。この点は土地所有が絶対地代を得る根拠を述べたところでより明確になってくる。氏は——土地所有論の枠組みで触れたように——原理論では土地所有は前提されるとした。資本の本源的蓄積期に、土地の私有制が成立することによってこそ労働力が商品に転化する、というのがその理由であった。氏は土地所有が絶対地代を取得する根拠としてこれを援用して次のように言う。本源的蓄積期に資本は土地所有によって労働力商品を得ることができた。絶対地代は、この土地所有から資本が受けた恩義に対して資本が支払う「代償」である、と。「絶対地代は、いわば直接の生産者を土地から分離した代償を資本主義自身が支払うものといってもよい。」²¹⁾ここには、土地所有の資本に対する制

19) 同上、222ページ。

20) 前出『資本論入門』214-15ページ。

21) 宇野弘蔵、資本主義と土地所有——大内力君の名著「地代と土地所有」を読む——(『マルクス経済学の諸問題』岩波書店、1969年、116ページ。)

限、土地所有と資本との対抗関係という絶対地代の枢要の命題をほりくずすことによって構成された氏の土地所有論が成熟した姿であらわれている。すなわちここでは、土地所有と資本は、いわば「等価交換」を行なう対等平等の関係として、土地所有は資本に労働力商品を与え、資本はその見返りに絶対地代を与えるものとしている。そして対等平等の関係とは、資本関係、階級関係をぬき去った商品所有者の关系到ほかならない。第二段階で土地所有を定額地代取得者とし第三段階で土地所有と資本間の商品関係を示した氏の土地所有論は、ここでまっすぐに土地の商品化を帰結する。「土地によって代表せられる自然力は、それ自体には私有の根拠を有さないのであって、資本によってその生産方法に直接、あるいは間接に適應するものとして始めてその私有制を一般的に社会的に認められることになる。地代はその特殊の経済的形態にほかならない。またそれと同時に一定の所得を定期的に生ずるものとして、土地自身商品化される」²²⁾。(傍点引用者)

第一段階において差額地代論によって形成された資本主義的土地所有は第二段階における定額地代規定を媒介にして、ここに完成形態をとる。土地が商品に転化すること、すなわち商品としての土地、これが宇野氏の資本主義的土地所有である。

おわりに

以上宇野氏の土地所有論の第二、第三段階をとりあげ検討を加えた。第二段階においては土地所有と定額地代を関連づける土台をなす差額地代第二形態論に、その中でも借地期間と超過利潤の地代への転化条件に注意を向け氏の地代論の跡を追った。その地代論は、借地期間中の定額地代をこえる超過利潤を資本が取得する根拠については、資本の生産力ではなく自然の生産力とする限り資本は取得できないものであり、資本が取得できるとするかぎり、ありもしない土地所有の姿を資本の上に見る結果になるものであった。また定額地代は、

22) 前出『新原論』195ページ。

平均利潤を含む地代をくみ込んで構成されたものであった。

そして地代論に立脚した資本主義的土地所有は、定額地代、資本との対等平等の取引の結果としての絶地地代という論理により、土地所有と資本の階級関係をおおい隠し、土地の商品化を結論づけるものであった。氏は階級関係は商品関係が全面的になったときはじめて与えられると言う。「階級の規定は、資本家的商品経済が完全に一社会を支配するものとなった場合に始めて適用されるものとして与えられる。」²³⁾しかし氏の土地所有論の展開を見るかぎり、氏は商品形態に隠蔽されている階級関係をあばき出すのではなくて、すでに『資本論』などで明らかにされた階級関係を逆に平等の商品所有者相互の関係として描き出すことに意を注いでいる。資本・賃労働関係について重田澄男氏が行なった宇野氏に対する批判はそのまま土地所有・資本関係についての宇野氏の把握にもあてはまる。「内容的には、資本＝賃労働関係という生産手段の所有・非所有を基礎とした生産過程における階級関係の規定的内容を、²⁴⁾「労働力商品」の売買における等価交換関係という「商品経済」的関係として商品所有者の相互関係において把握しようとするものにほかならない。」²⁴⁾

宇野氏の原理論において土地の商品化は労働力の商品化の次にくるものである。土地の商品化の次には資本の商品化がくる。「土地が地代を生むのに対して資本は利子を生むものとして、……土地とともに資本の商品化を実現する。」²⁵⁾労働力、土地、資本、この三範疇の商品化が氏の原理論の主要な結論である。階級関係と階級矛盾を対等平等の商品関係に転化して、宇野氏は「原理自身によってその社会の発生と消滅が展開されるわけではない」²⁶⁾という氏のいわゆる繰り返すものとしての資本主義の経済法則の原理を具体的に展開するのである。その意味で、商品としての土地所有を帰結する資本主義的土地所有論は、資本主義の永久循環論の一証左である。 (1976年7月14日脱稿)

23) 宇野弘蔵『恐慌論』岩波書店、1953年、17ページ。

24) 重田澄男『マルクス経済学方法論』有斐閣、1975年、137ページ。

25) 宇野弘蔵『経済学方法論』東京大学出版会、1962年、149-50ページ。

26) 前出『恐慌論』17ページ。